

**「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象」について申し入れ！  
使用制限をしない会社にも原因がある！  
関係者へ処分以外に出向・転勤を行なうな！**

会社は8月23日、ホームページに「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象について」とする発表を行ないました。会社発表は「東海道新幹線の運転士が、運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事実が判明し、社内調査を進めてまいりました。このたび、調査が完了しましたので、その結果についてお知らせいたします」というもので、今後の対応としては「直接的に安全を脅かすものではありませんが、運転業務に専念すべき会社の指導に反するものであり、関係者に対して厳正な処分を行います」等を行うとしています。

JR東海労は、会社が「直接的に安全を脅かすものではない」とした根拠や、関係者へ処分以外に出向、転勤等を行なわないこと、「業務用携帯電話」への使用制限をかけていなかったのは会社にも原因がある等を『申第13号』として申し入れました。

## 申し入れ内容

1. 「運転士が運転中私用で業務用携帯電話を扱った事象について」労使の協議の場を早急に設けること。
2. 運転中に私用で業務用携帯電話を扱ったすべての事象について、社内調査の結果を明らかにすること。
3. 会社は、今後の対応について「今回の事象は、ATC等システムによる保安措置がとられている新幹線においては、直接的に安全を脅かすものではありませんが、運転業務に専念すべき会社の指導に反するもの」としているが、「直接的に安全を脅かすものではない」根拠を明らかにすること。
4. 会社は「関係者に対して厳正な処分を行います」としているが、処分の内容を明らかにすること。また、処分の他に出向、転勤等を行わないこと。
5. 今回の事象は、この間会社が「業務用携帯電話」の機能に制限をかけていなかったことにも原因があると考えます。会社の考えを明らかにすること。
6. 今回の事象に対し中部運輸局からの指導があったのか明らかにすること。